

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 バリアフリーに関する社会動向

### (1) 国におけるバリアフリーに関する動き

#### 1) バリアフリーに関する法整備

国では、まず、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称、ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人ならびに高齢者や身体障害者が利用する一定規模以上の建築物のバリアフリー化が進められてきました。本法律は、平成15年に改正され、特定建築物の範囲が拡大されるとともに、一定規模以上の不特定または多数が利用する建築物について、移動円滑化基準への適合が義務付けられました。

一方、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称、交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバス等の公共交通機関と、鉄道駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化が進められてきました。

このように、2つの法律で進められてきた生活環境のバリアフリー化を、より一体的・総合的に進めるために、2つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称、バリアフリー法）」が平成18年に制定されました。

また、平成25年11月には、国民生活及び経済活動にとって必要不可欠な基盤である交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために検討が進められていた「交通政策基本法案」が可決・成立しました。今後、本法に基づく基本計画の策定が予定されており、生活交通の確保やバリアフリー化などについても国の基本的な方針が示される見通しとなっています。

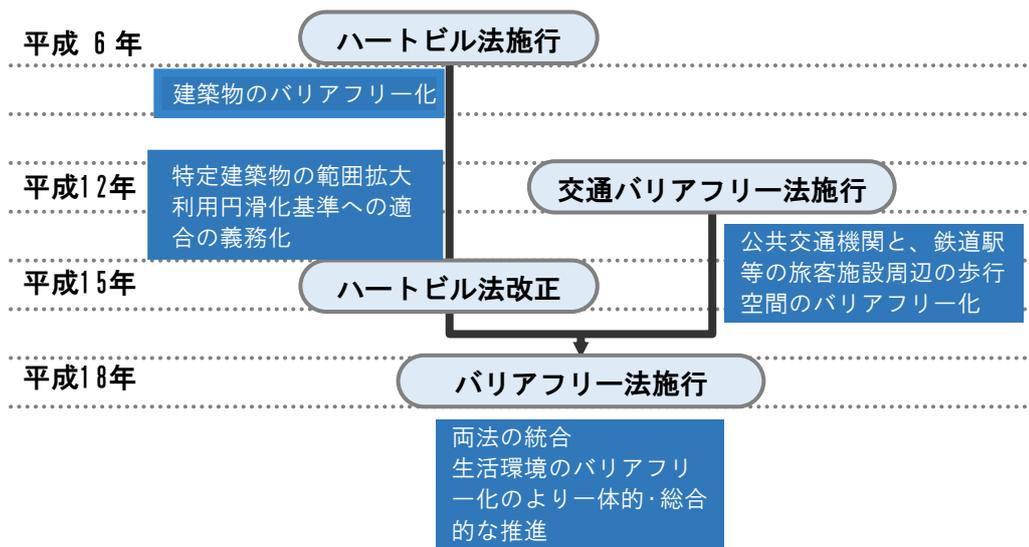


図 バリアフリーに関する法整備の経緯

## 2) バリアフリー法の趣旨

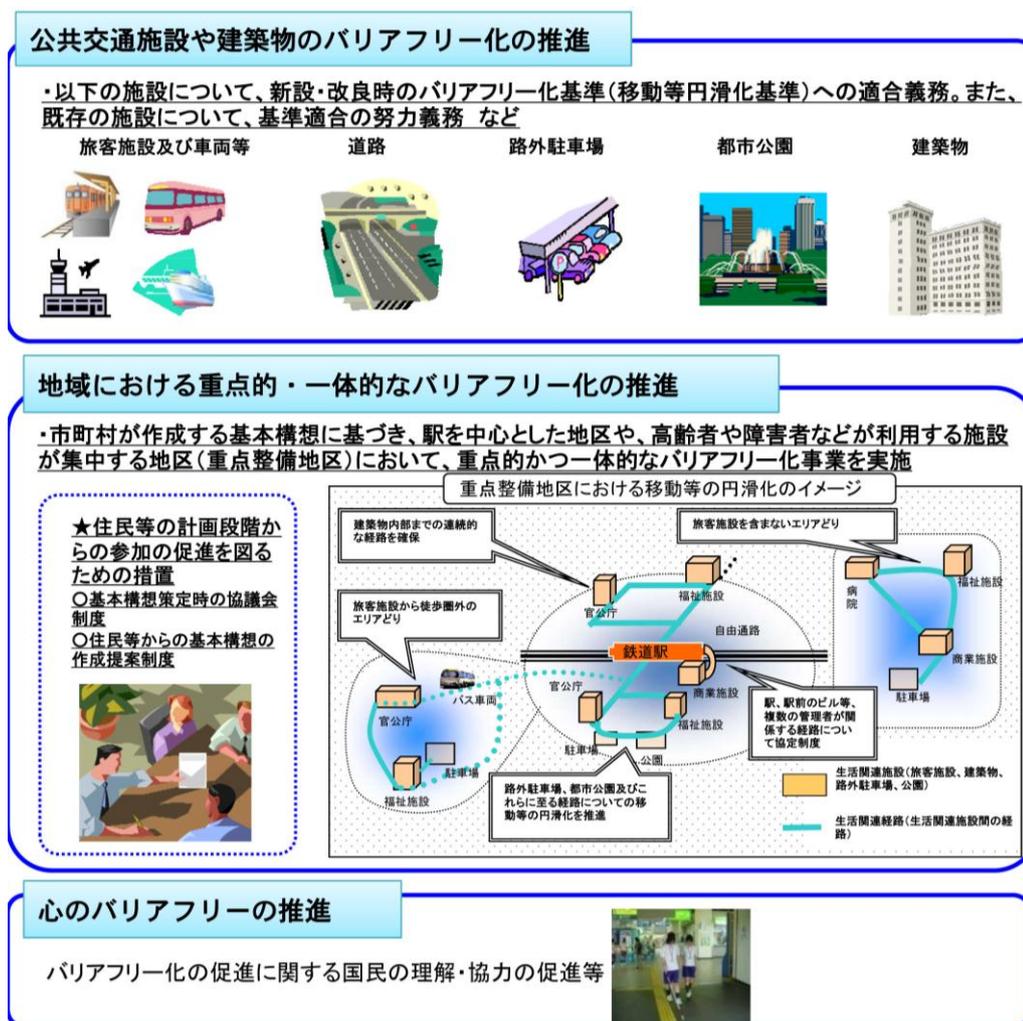
### ①目的

バリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動や施設の利用上の利便性・安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

### ②概要

バリアフリー法では、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、国民に対して、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性についての理解と協力を求めるなど、心のバリアフリーについても定められています。



（出典：国土交通省ホームページ）

図 バリアフリー法の概要

## (2) 東京都におけるバリアフリーに関する動き

### 1) バリアフリーに関する条例等の整備

東京都では、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例（通称、福祉のまちづくり条例）」を制定し、東京で生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」の実現をめざしバリアフリー化を進めてきました。

その後、平成15年にバリアフリー化を義務付ける建築物を定めた「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称、建築物バリアフリー条例）」を制定し、平成18年のバリアフリー法の制定にあわせて、その改定を行いました。

さらに、平成21年の福祉のまちづくり条例の改正では、ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の理念に立ったまちづくりを進めることが明文化され、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現をめざしています。

### 2) 建築物バリアフリー条例の趣旨

#### ①目的

建築物バリアフリー条例は、バリアフリー法第14条第3項の規定により、特別特定建築物<sup>※2</sup>に追加する特定建築物<sup>※3</sup>その他必要な事項を定めるものです。

#### ②概要

建築物バリアフリー条例では、下記の事項について定めています。

#### ▽義務付け対象とする用途の拡大

バリアフリー法で定める特別特定建築物に加え、共同住宅、学校等の特定建築物にもバリアフリー化を義務付けています。（確認申請が必要）

【建築物バリアフリー条例で義務付け対象となる用途】

バリアフリー法で定める  
特別特定建築物

不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設<sup>※4</sup>の部分が対象



建築物バリアフリー条例で定める  
特定建築物

多数の者が利用する建築物特定施設の部分が対象

#### ▽対象規模の引き下げ

バリアフリー法で定めるバリアフリー化の義務付け対象となる規模（2,000㎡）の要件を引き下げ、特別特定建築物の用途に応じて、全ての規模、500㎡以上、1,000㎡以上としています。

<sup>1</sup> ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。

<sup>2</sup> 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。（バリアフリー法）

<sup>3</sup> 特定建築物：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設も含む。（バリアフリー法）

<sup>4</sup> 建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で、政令で定めるもの。（バリアフリー法）

### ▽整備基準の強化

バリアフリー法が定める建築物移動等円滑化基準に上乘せし、だれもが利用しやすい建築物に係る経路の規定を強化するとともに、ベビーチェア・ベビーベッドや授乳室といった子育て支援の整備を求めています。

## 3) 福祉のまちづくり条例の趣旨

### ①目的

福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らすことや訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

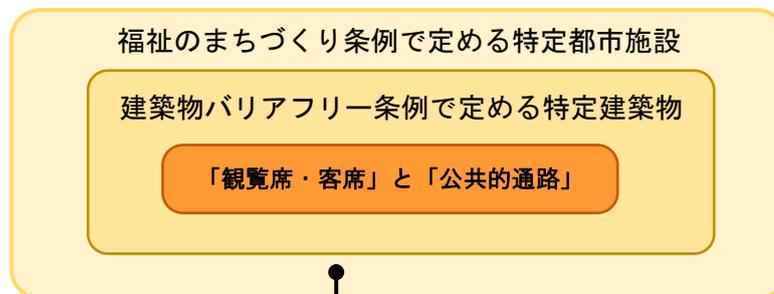
### ②概要

福祉のまちづくり条例では、以下のように、建築物バリアフリー条例よりも対象を広げています。

### ▽対象範囲の拡大

建築物バリアフリー条例に比べ、対象とする建築物（特定都市施設<sup>※5</sup>）の用途や規模をより広範に定めるとともに、「観覧席・客席」と「公共的通路」といった建築物バリアフリー条例にはない整備項目を設けています。

【福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の対象範囲イメージ】



【建築物バリアフリー条例には含まれない、福祉のまちづくり条例の対象建築物】

例) 500㎡未満の物販舎、飲食店、2,000㎡以上の事務所、寄宿舍 等

### ▽対象行為の拡大

福祉のまちづくり条例では、対象となる建築物を新築、増築、改築、用途変更をしようとする場合に加えて、大規模の修繕、大規模の模様替えをしようとする際にも、区市町村に届出が必要です。

<sup>5</sup> 特定都市施設：病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設のうち、東京都規則で定める種類及び規模のもの。（福祉のまちづくり条例）

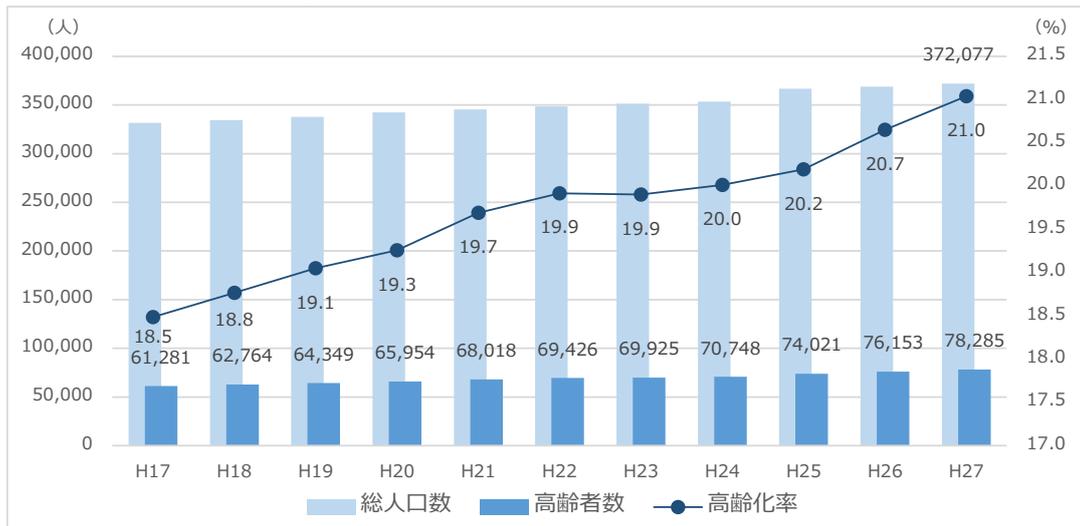
## 2 品川区における現状と課題

### (1) 区民の状況

#### 1) 高齢者数の増加

総人口数・高齢者数ともに増加を続けており、平成27年1月1日現在、総人口372,077人、高齢者78,285人となっています。

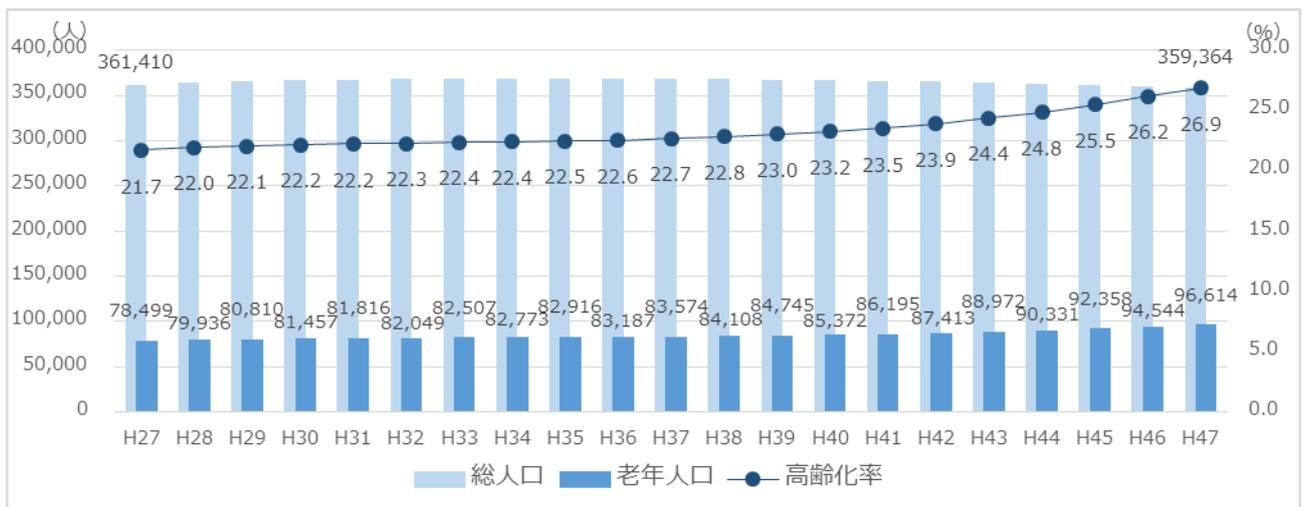
特に、高齢者数の増加は著しく、高齢化率も年々増加を続け、平成27年1月1日現在、21.04%となっています。



※住民基本台帳（各年1月1日現在）

図 品川区の人口数・高齢者数・高齢化率の推移

さらに、今後も、団塊世代の高齢化などにより高齢者数が増加するほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯についても増加が見込まれており、平成44年には品川区に住む4人に1人が高齢者となると予想されています。

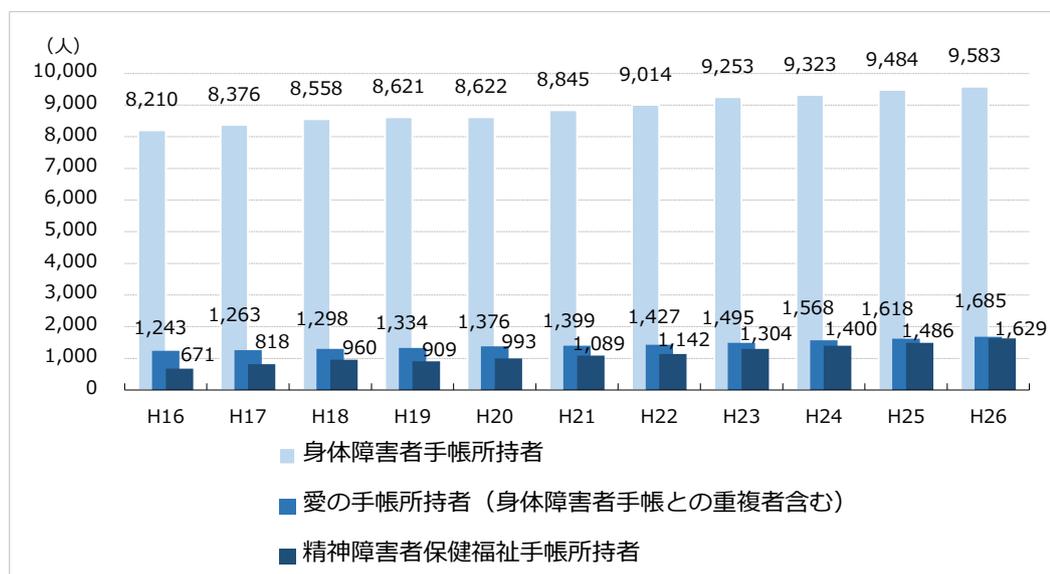


※第1回品川区長期基本計画改訂委員会（H25.6.13）資料より作成

図 品川区の総人口、高齢者数、高齢化率の推移と推計

## 2) 障害者数の増加

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数の総数）は増加を続けており、平成26年に12,897人となっています。



※「品川区の福祉（各年3月31日現在）」

図 品川区の障害者手帳所持者数の推移

## (2) まちづくりの方向性

### 1) みんなで築く健康・福祉都市の実現

全国的に高齢化が進行し、超高齢社会が到来しているなか、現在の品川区には30歳代の人口が一番多く、今後壮年層として健康な家庭を築いていくことが期待されています。このような人口動態を踏まえると、だれもが健やかに生きがいをもって暮らし続けることができるよう、健康や福祉、社会参加などがさらに重要な政策課題になるものと思われます。

これらはいずれも容易に実現できるものではなく、とりわけ高齢者や障害者など、そしてその家族が安心して暮らせる福祉のまちをつくることは、行政のみの努力で達成できるものでもありません。

そこで、品川区は、「みんなで築く健康・福祉都市」を将来あるべき都市像の1つに掲げ、地域に身近な基礎自治体として、区民の声をよく聴き、相互の信頼と協力関係を築きながら、区民とともにこの都市像の実現に全力を挙げることを品川区基本構想に示しています。

また、品川区長期基本計画【改訂版】（平成26～30年度）においては、基本政策3-4-2「すべての人にやさしいまちづくりを推進する」の中で、「ユニバーサルの普及啓発」や「道路バリアフリー事業」などを、都市像実現に向けた計画事業として位置づけています。

今後も急速な高齢化の進行が予想されるため、品川区ではさらなる福祉のまちづくりの推進が求められていくことになります。

## 2) 暮らしが息づく国際都市の実現

品川区は、まちの随所で今なお下町の風情が見られるように、生活者の都市として37万人を超える区民それぞれの暮らしが息づくまちであるとともに、昼間人口は50万人に達し、さまざまな人びとが働き、学び、憩うまちでもあります。

また、近年では、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業のほか、臨海高速鉄道の開通、目黒線と南北線・三田線の相互乗り入れ、武蔵小山駅への急行停車、品川・大崎地区を中心とする住宅とオフィスの建設等が行われ、品川駅がリニア中央新幹線始発駅に決定する（平成39年開業予定）など、今や品川区は東京の表玄関であると同時に、東京の繁栄を担う人びとが活躍する都市へと発展しました。

しかも、品川区の昼夜間人口は、当分の間増加することが予測されており、東京における品川区の地位は、今後さらに重みを増すものと思われます。

そのようななか、品川区は、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」ことを区政の基本理念の1つに掲げ、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を十分に発揮させることで、暮らしやすさと繁栄のための政策を推進することを品川区基本構想において示しています。

さらに、2020年（平成32年）には、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、羽田空港からのアクセスもよく、さまざまな競技会場への交通利便性が高いことに加え、区内にも競技会場が設置されることが予定されている品川区では、国内外を問わず多数の選手や観戦者が訪れることが期待され、ますます国際化の動きが加速することが予測されます。

## (3) バリアフリーに関係する計画等の策定と取組状況

### 1) 品川区まちづくりマスタープラン（平成25年2月）

都市計画の方針を定めた「品川区まちづくりマスタープラン」において、8つのまちづくりの目標の一つとして「すべての人にやさしい便利で安全な交通・歩行環境の整備」を掲げ、歩道のバリアフリー化や公共交通施設におけるユニバーサルデザインの促進によるすべての人にやさしいまちづくりをめざすことを示しています。

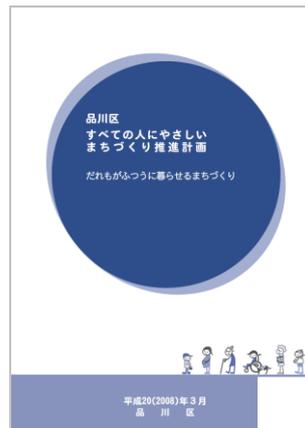
### 2) 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画（平成20年3月）

高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に推進計画を策定し、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化、やさしいまちガイドマップの作成などに取り組んできました。その後、国における「ユニバーサルデザイン政策大綱」、「バリアフリー法」などの制度・施策の充実が図られ、ハード整備にとどまらないバリアフリーの推進が進められています。

これらの社会変化や動向を踏まえ、ハード整備と同時に心のバリアフリーを含むソフトの施策をより充実していく必要があることから、平成20年3月に計画の見直しを行い、「だれもがふつうに暮らせるまちづくり」を基本理念として、さまざまな側面からのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組むことを示した「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定しました。



品川区まちづくりマスタープラン



品川区すべての人にやさしい  
まちづくり推進計画



工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインガイドライン

### 3) 品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱（昭和53年3月）

高齢者や障害者などを含めたすべての区民が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的として、品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱を定めています。この要綱では、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」または「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」が適用され、かつ、「東京都福祉のまちづくり条例」の適用を受けない規模の建築物に対して、各整備項目における建築指針を示しています。

### 4) 工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインガイドライン（平成24年度）

推進計画の重点事業である「工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインのルールづくり」のため、工事中における「歩行者（車いす利用者等を含む）」の安全を確保するために施工業者が講ずべき対応について示したガイドラインを作成しています。

特に区が発注する工事では、施工業者が本ガイドラインに基づく措置を講じるよう、発注図書に明記することで、工事中であっても歩行者が危険を感じる事がなく、かつ、あらゆる人に対してスムーズに通行ができる歩行空間を提供することをめざしています。

### 5) 品川区サイン基本マニュアル（平成22年3月）

イメージアップ運動の一環として、「区民に街を快適にわかりやすく案内する」ため、公共サインのあり方を検討整理し、平成6年3月に「品川区街のサイン基本マニュアル」を定めました。

その後、ユニバーサルデザインの考え方や新しい技術・素材、景観の観点や持続可能なサインの管理などの要素を加えた新しい「品川区サイン基本マニュアル」を策定しました。

公共サインの設置については、区内の主要駅を中心にモデルルートを設定し、具体的な整備を進めていきます。

## 6) バリアフリーに関する事業

これまでバリアフリーやユニバーサルデザインに関わる事業を「やさしいまちづくり事業」と位置づけ、ハード・ソフトの両面からひとにやさしいまちづくりを進めてきました。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や電線類の地中化、鉄道事業者のエレベーターや可動式ホーム柵、内方線付点字ブロックの設置への助成等により、だれもが利用しやすいまちなかの整備に努めており、平成26年2月、下神明駅でのエレベーター供用開始により、区内40鉄道駅すべてにおけるバリアフリー化経路の1ルート確保が実現しました。

また、ソフト面においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたサイン整備や、まちなかを歩いている途中に腰をおろして休憩できる「しながわお休み石」の設置、安全な歩行空間確保のための放置自転車対策、リフト・寝台付福祉タクシーの運行等による移動支援などとともに、「ユニバーサルデザイン研修」による区民・事業者・区職員の意識啓発を進めています。

## (4) バリアフリーの整備課題

### 1) 急速に進行する高齢化への対応

団塊世代の高齢化による、より急速な高齢化が予測され、移動に制約を伴う人の増加が見込まれるなか、歩道整備や移動支援の仕組みづくりなどにより、できる限り移動しやすい歩行空間をまちなかに確保することが求められます。

### 2) 国際化への対応

国際都市としてのまちづくりを進めていくうえで、心のバリアフリー化のみならず、情報のバリアフリー化の推進も重要です。外国人や品川区外在住者など、多くの土地鑑のない方も含めた品川区内で活動や生活をするすべての人が安心してまちなかを回遊できる環境づくりが求められます。

### 3) 面的なバリアフリー化の推進

これまで「品川区まちづくりマスタープラン」や「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」などの計画に基づき、区内随所で各種事業の実施によるバリアフリー化を進めてきました。

しかし、それらの事業は必ずしも一体的に行われておらず、国がバリアフリー法でも示している「一体的なバリアフリー化の推進」という面では、まだ充分とは言えない状況にあります。今後は、一体性・連続性のあるバリアフリー化を品川区全体でより一層推進することが求められます。